

## 事後評価シート

主管課・室長：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室長

施策名	- 6 - ( 5 ) 廃棄物の不法投棄の防止等																																																						
施策の概要	循環型社会を形成する要素として不可欠な廃棄物の適正処理を確保するために、不法投棄等の不適正処理の防止等、廃棄物等の適正な輸出入及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。																																																						
目標及び指標 (参考指標)	<p>産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、22年度においておおむね半分（500件・20万トンに）に削減する。</p> <p>廃棄物等の適正な輸出入を確保する。</p> <p>化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。</p>																																																						
目標の達成状況	<p>産業廃棄物の不法投棄の状況（平成12年度）については、件数は前年度（11年度）に初めて減少に転じ12年度も引き続き減少（1027件）、量は前年度に比べて減少したものの（40.3万トン）全般的には40万トン前後で推移している状況である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>719</td> <td>855</td> <td>1,197</td> <td>1,049</td> <td>1,027</td> </tr> <tr> <td>量（万t）</td> <td>21.9</td> <td>40.8</td> <td>42.4</td> <td>43.3</td> <td>40.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成13年度においても、廃棄物等の不適正な輸出入事件が発生することはなかった。（参考：平成12年のパーゼル法に基づく輸出承認8件、輸入承認19件。13年度の廃棄物処理法に基づく輸出確認0件、輸入許可1件）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>暦年</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パーゼル法輸出承認</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>パーゼル法輸入承認</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理法輸出確認</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理法輸入許可</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	8	9	10	11	12	件数	719	855	1,197	1,049	1,027	量（万t）	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3	暦年	8	9	10	11	12	パーゼル法輸出承認	5	5	5	6	8	パーゼル法輸入承認	13	15	13	20	19	年度	9	10	11	12	13	廃棄物処理法輸出確認	0	0	0	0	0	廃棄物処理法輸入許可	3	1	0	3	1
年度	8	9	10	11	12																																																		
件数	719	855	1,197	1,049	1,027																																																		
量（万t）	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3																																																		
暦年	8	9	10	11	12																																																		
パーゼル法輸出承認	5	5	5	6	8																																																		
パーゼル法輸入承認	13	15	13	20	19																																																		
年度	9	10	11	12	13																																																		
廃棄物処理法輸出確認	0	0	0	0	0																																																		
廃棄物処理法輸入許可	3	1	0	3	1																																																		
評価	<p>不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、規制やリサイクルの強化の反面として出てくる非合法的な行為であり、廃棄物処理全体に対する国民の不信感につながっている。本施策を施策の必要性から評価すると、循環型社会を形成する要素として不可欠な廃棄物の適正処理を確保するための施策であり、国民や社会のニーズに照らして優先度の高いものである。</p> <p>本施策を有効性から評価すると、廃棄物等の適正な輸出入及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保については、違法な輸出入等が防止されており、また、不法投棄等の不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分及び監視体制の強化等により新たな大規模投棄事案が防止されているなど、いずれも施策の効果を挙げており、有効である。他方、効率性から評価すると、不法投棄等の不適正処理の防止については、さらに、不法投</p>																																																						

	<p>棄そのものを半減させるという目的に対して効率性の高い施策を推進していくことが必要である。</p>
今 後 の 課 題	<p>不法投棄等の不適正処理の防止については、改正強化された廃棄物処理法の厳正な適用を徹底させていくほか、悪質・巧妙化してきている不法投棄に対する効果的な未然防止対策、過去に投棄されたものを含めた原状回復措置の効率的な推進を図っていく必要がある。</p> <p>廃棄物等の適正な輸出入の確保については、国内処理コストの増嵩等によって廃棄物まがいのものを輸出しようという動きが高まってきており（平成13年度の当省への事前相談件数：426件）これに的確に対応できるチェック体制の整備、各国連携の強化等を図っていく必要がある。</p> <p>特別管理廃棄物の適正な処理の確保については、POPs条約への対応、PRT R法の施行といった化学物質管理対策の強化の動き等に対応して、特別管理廃棄物の項目の追加等に向けた調査検討を進めていく必要がある。</p>
政策効果 把握の 手法及び 関連資料	<p>「産業廃棄物の不法投棄の状況（平成12年度）について」（環境省）</p> <p>「平成12年の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況について」（環境省）</p>
添付資料 (別紙)	<p>パブリックコメント</p> <p>・<u>「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又はジクロロメタンによる洗浄施設等を設置する事業場から排出される廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加等」に対する意見の募集について</u></p>

## 事務事業評価シート

施策名	- 6 - ( 5 ) 廃棄物の不法投棄の防止等	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．不法投棄等の不適正処理対策の実施	都道府県等による行政処分件数の増加、ITを活用した監視体制の強化、代執行による原状回復措置の実施等において一定の成果を挙げているが、さらに、不法投棄そのものを半減させるという目的に対して効率性の高い施策を推進していくことが必要な状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等衛星監視システム開発調査 175百万円</li> <li>・環境破壊行為早期対応システム整備費（補正） 311百万円</li> <li>・廃棄物適正処理監視等推進費 192百万円</li> <li>・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 200百万円</li> <li>・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（補正。平成10年6月より前の投棄分） 3,400百万円</li> </ul>
イ．廃棄物等の適正な輸出入の確保	関係省庁の連携に基づく事務の適正な実施によって、平成13年度においても廃棄物等の不適正な輸出入事件が発生することはなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーゼル条約対策費 37百万円</li> </ul>
ウ．特別管理廃棄物の適正な処理の確保	特別管理廃棄物は、その性状から特に厳しい処理基準を適用しているものである。現在、化学物質管理対策の強化の動きに伴う対応が求められており、平成13年度は、諸外国の関連廃棄物法制の調査、物質循環・廃棄過程におけるPOPsの実態等の検討調査を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理廃棄物処理基準等設定費 29百万円</li> <li>・POPs廃棄物対策推進事業 20百万円</li> <li>・野積み廃車等環境影響調査研究 14百万円</li> </ul>